

④ 訪問看護ステーション

医療ニーズの高い在宅療養者の増加等今後の需要状況を踏まえて推計する。

介護予防における医療と介護の連携など介護保険事業支援計画の見直し等については、把握している限りにおいてその整合性を配慮する。

⑤ 介護保険関係（訪問看護ステーションを除く。）

介護予防における医療と介護の連携など介護保険事業支援計画の見直し等については、把握している限りにおいてその整合性を配慮する。

ア 介護療養型医療施設

イ 介護老人保健施設

ウ 介護老人福祉施設

入所者の状態に応じ、夜間配置を考慮する。

エ 居宅サービス

デイサービス、デイケア、ショートステイ、グループホーム、ケアハウス、在宅介護支援センター等

オ 地域包括支援センター

⑥ ⑤ウ、エ以外の社会福祉施設及び在宅サービス

現状及び今後の動向を踏まえて推計する。

児童福祉施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設、身体障害者更生援護施設

⑦ 看護師等学校養成所

看護師等学校養成所の新設・廃止等の状況を踏まえて推計する。

実習指導の充実を考慮する。

⑧ 保健所・市町村

現状及び今後の動向を踏まえて推計する。

⑨ 事業所、研究機関等

現状及び今後の動向を踏まえて算定する。

5 供給数の推計

(1) 新卒就業者数

学校養成所の新設、廃止等の予定、学生・生徒の入卒状況、進学、就業動向を踏まえて推計する。

新卒者の域外流出・流入については、厚生労働省から提示する入学状況及び卒業生

就業状況調査結果を考慮する。

(2) 再就業者数

実態調査及びナースバンク、職業安定所（ハローワーク）等を通じて把握した再就業者数の現状及び今後の動向を踏まえて推計する。

(3) 退職等による減少数

退職、他の都道府県への移動等による減少を踏まえて推計する。

「第七次看護職員需給見通し」策定のための実態調査 の実施にあたってのご協力について

○本調査は、厚生労働省において策定する「第七次看護職員需給見通し」の基礎となる、都道府県における需給見通しを把握するための資料となるものです。

○調査票記入に当たっては、「第七次看護職員需給見通し策定方針」を踏まえ、調査票の記入要領をご参照いただきながら、各施設の判断の下、記入をお願いします。

○本調査のデータ及び結果について、「第七次看護職員需給見通し」策定及び今後の看護職員確保対策以外の目的に使用することはありません。また、調査票の情報管理については厳重に取扱い、個別の名称を公表することはありません。ただし、統計的な取りまとめ結果については、厚生労働省に報告するほか、公表することがあります。

○看護職員の需給見通しは、看護政策の方向を考える上で重要な基礎資料であり、皆様におかれましては、調査の趣旨をご理解いただいた上、是非ともご協力をお願いいたします。